

## 千葉市立海浜病院救急運営委員会設置要綱

### (目的)

第1条 千葉市立海浜病院における救急診療の運営に関して、効率かつ円滑な運用を推進し、一人でも多くの患者に安全かつ適正な救急医療を提供するために、千葉市立海浜病院救急運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 救急外来診療に関すること
- (2) 緊急入院における病床の運用に関すること
- (3) 緊急の処置・検査・手術等に関すること
- (4) 救急診療に携わる医療従事者の OJT（現場での実践教育）及び Off-JT（研修）の企画・運営に関すること
- (5) 患者搬送車の運営に関すること
- (6) その他、救急診療の運営全般に関すること

2 審議の結果は、必要に応じて関係する部門及び委員会と調整・共有するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、救急科統括部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、医療安全室長、及び委員長の指名した救急科医師をもって充てる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が原則として毎月1回これを招集する。ただし、委員長は、必要なときに臨時に委員会を招集することができる。

2 委員会が必要と認める時は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴く事ができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

(別 表)

委員長	救急科統括部長	
副委員長	医療安全室長	委員長の指名する救急科医師
委 員	医 師	診療局長 救急科医師 <sup>※</sup> 1人以上 小児科医師 <sup>※</sup> 1人以上 内科系・外科系医師 <sup>※</sup> 各1人以上 ※副院長・診療局長が当該診療科医師を兼ねることを妨げない。
	看護師	看護部長 外来看護師長 救急部看護師 1人以上 感染管理部門の看護師 1人
	コメディカル	薬剤部長 診療放射線技師長 臨床検査技師長 臨床工学技士（診療局長指名の技士1人）
	事務職	総務班主査 医事室医事班主査 医事室夜急診班主査
	その他	委員長が指名した者（職種・雇用形態を問わず必要と判断した者）